市民生活

■**南多摩斎場が施設保守点検のため臨時休場**

【点検期間中の業務日程】 左表のとおり※受付・霊安室業務は平常どおり実施（受付は午前8時30分～午後10時）。11月16日㈫・17日㈬は、施設使用料の払い込みも不可 **【問合せ先】** 南多摩斎場（☎042・797・7641）、市環境保全課

11　月	火葬業務	式場利用	
		告別式	通　夜
15日㈪	○	○	×
16日㈫	×	×	×
17日㈬	×	×	○
18日㈭	○	○	○

○…平常どおり　×…休業

■**11月の人権擁護委員活動▼地域座談会（学び・気づきの場）～直接会場へ**

【日時】 27日㈯午前10時～正午 **【会場】** 福祉支援センター **【内容】** 人権について考える～子どもの虐待について **【講師】** 平清太郎（子どもの人権専門委員）

▼子ども自然体験活動（笑顔でキャンプ！）～檜原ファイト村

【日程】 21日㈰※日帰り **【内容】** こんにゃくづくりに挑戦しよう！ **【対象】** 小・中学生 **【定員】** 先着10人 **【費用】** 2千円（交通費ほか） **【申込み】** 12日㈮（必着）までに往復ハガキで。往信用裏面に住所、氏名、年齢、電話番号を記入し、〒191―0022新井863の64平清太郎へ

▼君とオンブズマンホットライン（電話・面接・匿名相談可）

【内容】 いじめ・体罰・不登校・児童虐待などの相談 **【電話（FAX）番号】** 昼間042・371・2466、夜間591・2315※FAXは24時間受付

以上、いずれも **【問合せ先】** 市長公室市民相談担当

■**屋外焼却はやめましょう**

東京都では「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」により平成13年度から小規模の廃棄物焼却炉や屋外での焼却行為が原則禁止となりました。屋外の小規模焼却はダイオキシン類やばいじん等の発生を抑制するのが難しいため、生活環境等への支障を防ぐために、一部例外事項を除き禁止されました。

ごみは自宅で燃やさず分別して、市の収集へ出しましょう。

【問合せ先】 環境保全課

■**年末調整等説明会を開催**

平成16年分給与所得者の年末調整・法定調書・給与支払報告書について説明会を開催します。税務署から郵送される説明会案内に同封の「年末調整説明会出席票兼用紙請求書」に必要事項を記入のうえ、説明書とともに持参してください。

なお、例年同封していました給与支払報告書（総括表・個人別明細書）については、今年から送付していません。

【日時】 11月19日㈮午後1時30分～4時 **【会場】** 市民会館大ホール※駐車場に限りがあります。電車・バス等の利用を **【問合せ先】** 日野税務署源泉所得税担当（☎585・5661）、市市民税課

キャッチボール 市民の声

高額なパケット通信料の請求が！

Q 中学生の息子に携帯電話を使用させていたら、携帯電話会社から5万円ものパケット通信料の請求がきた。息子はそんなに長時間利用していないと言っているのですが。

A パケット料金とは、インターネットに接続し、メールの送受信、画像閲覧、音楽・ゲームのダウンロードなどをした場合にかかる料金で、接続時間の長さではなく、送受信したデータ量に応じて料金が加算されます。画質の解像度、音楽の和音数によっても料金は異なります。

また、携帯電話会社から届く利用明細には接続先が書かれていないために利用者側からは確認しにくいという事情もあります。

高額にならないためには、こうした利用料金の仕組みを理解した上で、まめに料金照会案内サービスでチェックしたり、利用限度額設定プランなどを検討されるとよいでしょう。

（市民相談担当）

まちづくり

■**豊田南土地区画整理事業の事業計画（第5回変更）の縦覧**

日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業の事業計画の変更が決まりましたので、その内容を縦覧に供します。

【縦覧期間】 換地処分の公告の日まで **【主な変更内容】** ①設計の概要②資金計画 **【変更日】** 平成16年10月1日 **【縦覧場所・問合せ先】** 市役所3階区画整理課

■**都市計画案（新井わかたけ公園及び生産緑地地区）の縦覧**

都市計画法第17条第1項の規定により、都市計画の案を縦覧に供します。

【縦覧期間】 11月5日㈮～19日㈮午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜日を除く） **【位置及び区域】** 公園…大字石田地内、生産緑地…日野市全域 **【内容】** 日野都市計画公園の決定及び日野都市計画生産緑地地区の変更（追加・削除） **【縦覧場所・問合せ先】** 市役所3階都市計画課

斜面地における建築物の構造の制限に関する条例が制定されました

施行は平成17年1月1日

近年、重要な緑と水の資源である斜面緑地において、周辺の住環境に比べ、大きなボリュームとなる「地下室マンション」が問題となる紛争が各地で問題化してきています。

これは、平成6年の建築基準法の改正により、住宅の地階部分の容積率が全国一律に緩和され、平地では地上3階程度までしか建築できない低層住宅地でも、斜面地を利用すれば、実質、中高層のマンションでも建てられるようになったことによります。

日野市では、現在、（仮称）まちづくり条例を市民参画により作成していますが、この斜面地における地下室マンション問題に対応するため、（仮称）まちづくり条例の制定に先立ち、近隣との調和を図り、自然環境と良好な住環境を守るため、建築基準法の規定に基づく「斜面地における建築物の構造の制限に関する条例」が10月27日の平成16年第1回日野市議会臨時会において可決されました。

●斜面地を利用した地下室マンションの問題点

①斜面地が多い日野市の地形上の特性と自然と共生するまちづくりの必要性

日野市は、緑豊かな多摩丘陵、日野台地そして低地へと連続する変化に富んだ地形を有しています。また、多摩川、浅川および斜面地からの湧水が融合して特有の景観を生み出しています。

この恵まれた自然環境は、市民の貴重な環境資源であり、市民の熱意と事業者の協力により保全されてきました。

この貴重な環境資源を次の世代に伝えていくため、「自然と共生するまちづくり」を展開し、斜面地のもつかけがえのない自然環境と良好な住環境を保全する必要があります。

②斜面地利用を誘引する建築基準法の一律適用～平均地盤からの高さの算定・地下室容積の規制緩和

斜面地においては、建築物の高さは建築基準法の規定に基づき設定される地盤面（「平均地盤面」という）から算定されることや、平成6年（住宅地下室の容積緩和）及び平成9年（共同住宅の共用廊下等の容積不算入）の建築基準法の改正により、規制緩和が行われた結果、実質的には地上階と見える階でも法律上地下室とみなされることにより生じる問題です。

例えば、絶対高さの制限が10㍍に制限され、良好な低層の住環境を保全すべき第一種低層住居専用地域において、実質上8階建ての高層マンションが、「地上3階、地下5階」などとして合法的に建築できることとなっています。

●斜面地の構造物の制限に関する条例の内容

> 第一種低層住居専用地域の斜面地では、地上・地下を含めて、建築物の階数は5階までに制限します。

第一種低層住居専用地域内の周囲の地面と接する位置の高低差が3㍍を超える建築物は、地上・地下を含めて5階を超える建築物が建築できないように規制をします。

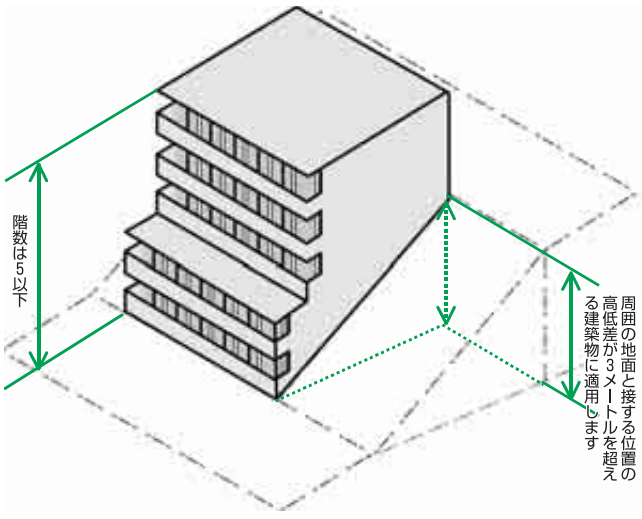

「地上・地下を含めて5階まで」と制限することにより、地下室の容積率の緩和等の制度を活用し地上3階・地下5階などの開発事業ができなくなります。

> マンションの建て替えなど、現状で地上・地下を含めて階数が5階を超えている場合には、許可により、建て替えは可能としています。

現在、お住まいの方々が、今後も日野市に住み、暮らしていくことができるよう、周辺の環境に影響を及ぼすおそれがないと認められる場合には、地上・地下を含めて5階以上の建て替えができることとします。

周辺の環境に影響を及ぼすおそれがないと認める手続きについては、現在、作成中の（仮称）まちづくり条例において定めていきます。

●条例の詳細が知りたい方は

まちづくり部都市計画課のホームページ（http://www.city.hino.tokyo.jp/toshikei/）に、条文及び逐条解説を掲載していますのでご覧ください。

【アクセスの方法】 日野市ホームページより、フロアガイドと各課案内をクリック→各課ホームページをクリック→都市計画課の手順で

（都市計画課）